

仕様書等の訂正について

令和6年3月29日付けで公告した「よびたらし地区治山工事実施測量及び設計業務」の仕様書等について、下記のとおり訂正します。

令和6年4月1日

分任支出負担行為担当官
檜山森林管理署長 徳永 隆則

記

1. 「仕様書等」訂正箇所
 - ・業務現場説明書
 - 8. 基礎条件
 - 1) 精度管理費係数
 - 誤 0.10 溪間工測量
 - 正 0.05 山腹工測量

以上

業務現場説明書

誤

1. 業務名 よびたらし地区治山工事実施測量及び設計業務
2. 業務場所 上磯郡木古内町字大川
 檜山森林管理署 3153林班

No.	箇所名	林班	溪流延長または山腹面積	備考
1	よびたらし地区	3153	山腹面積 0.20ha	
2				
3				
4				
5				

3, 起点: 檜山振興局

4. 旅費区分: 宿泊

※ 外業業務に係る所用日数の算定方法

外業に係る所用日数が5日を超える場合は、下記により補正をする。

滞在日数 = 各業務ごとの最大となる技術者の外業実日数 × 30/22 (小数点以下切上げ整数止め)

5. 起点から宿泊地までの旅費・交通費積算条件(距離・料金は往復分)

宿泊地: 上磯郡木古内町

一般道 92km 高速道 0km 高速料金 0円 フェリー料金 0円

6. 宿泊地(通勤の場合は起点)から現場までの旅費・交通費積算条件(距離・料金は往復分)

1) 宿泊(又は起点) 一般道 17km 高速道 0km 高速料金 0円

7. 打合せに係る旅費・交通費積算条件(距離・料金は往復分)

旅費区分通勤 打合場所: 檜山森林管理署

一般道 28km 高速道 0km 高速料金 0円 フェリー料金 0円

打ち合わせ場所: 檜山森林管理署

8. 基礎条件

1) 精度管理費係数	<u>0.10</u> 溪間工測量
2) 電子成果品作成対象	設計業務 予備設計又は実施設計
	測量業務

9. 貸与品

該当なし

10. その他の事項

1) 契約保証については、北海道森林管理局ホームページに掲載の現場説明書を参照すること。

2) 森林調査簿その他必要な帳簿等については、檜山森林管理署において閲覧できるものとする。

3) 火気の取扱については十分注意し、山火事防止に万全を期すこと。

4) 入林届については、国有林野管理規程細則第82条1項3に基づき提出は不要とする。

なお、無人航空機を飛行させる場合は、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務特別仕様書第7条により、必要な手続きを行うこと。

- 5) 関係法規がある場合はこれを遵守すること。
- 6) その他、細部については監督職員の指示によるものとする。
- 7) 本業務は、情報共有システムの活用業務であり、活用を希望する場合は、「北海道森林管理局 森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務特別仕様書第11条 森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務における受発注者間の情報共有システム実施要領」のとおりとする。
- 8) 本業務の技術者日額については、令和6年3月1日改定の技術者基準日額を使用している。

業務現場説明書

正

1. 業務名 よびたらし地区治山工事実施測量及び設計業務
2. 業務場所 上磯郡木古内町字大川
檜山森林管理署 3153林班

No.	箇所名	林班	溪流延長または山腹面積	備考
1	よびたらし地区	3153	山腹面積 0.20ha	
2				
3				
4				
5				

3. 起点: 檜山振興局

4. 旅費区分: 宿泊

※ 外業業務に係る所用日数の算定方法

外業に係る所用日数が5日を超える場合は、下記により補正をする。

滞在日数 = 各業務ごとの最大となる技術者の外業実日数 × 30/22 (小数点以下切上げ整数止め)

5. 起点から宿泊地までの旅費・交通費積算条件(距離・料金は往復分)

宿泊地: 上磯郡木古内町

一般道 92km 高速道 0km 高速料金 0円 フェリー料金 0円

6. 宿泊地(通勤の場合は起点)から現場までの旅費・交通費積算条件(距離・料金は往復分)

1) 宿泊(又は起点) 一般道 17km 高速道 0km 高速料金 0円

7. 打合せに係る旅費・交通費積算条件(距離・料金は往復分)

旅費区分 通勤 打合場所: 檜山森林管理署

一般道 28km 高速道 0km 高速料金 0円 フェリー料金 0円

打ち合わせ場所: 檜山森林管理署

8. 基礎条件

1) 精度管理費係数	0.05 山腹工測量
2) 電子成果品作成対象	設計業務 予備設計又は実施設計 測量業務

9. 貸与品

該当なし

10. その他の事項

- 1) 契約保証については、北海道森林管理局ホームページに掲載の現場説明書を参照すること。
- 2) 森林調査簿その他必要な帳簿等については、檜山森林管理署において閲覧できるものとする。
- 3) 火気の取扱については十分注意し、山火事防止に万全を期すこと。
- 4) 入林届については、国有林野管理規程細則第82条1項3に基づき提出は不要とする。

なお、無人航空機を飛行させる場合は、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務特別仕様書第7条により、必要な手続きを行うこと。

- 5) 関係法規がある場合はこれを遵守すること。
- 6) その他、細部については監督職員の指示によるものとする。
- 7) 本業務は、情報共有システムの活用業務であり、活用を希望する場合は、「北海道森林管理局 森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務特別仕様書第11条 森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務における受発注者間の情報共有システム実施要領」のとおりとする。
- 8) 本業務の技術者日額については、令和6年3月1日改定の技術者基準日額を使用している。